

第20回環境社会配慮諮問委員会

責任あるビジネス・責任あるサプライチェーン
—日本企業の人権リスクに関する課題および支援のありかた—

政策経費（新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発
ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業）

日本貿易振興機構アジア経済研究所
新領域研究センター 法・制度研究グループ長

山田 美和

2017年10月23日 ジェトロ本部9F会議室

2016-17年度アジア経済研究所 政策経費（新興国における企業活動と人権リスクに関する調査・啓発 ならびにナショナル・アクション・プラン策定に関するプラットフォーム構築事業）

【事業目的】新興国や開発途上国で進出日系企業が労働者問題、開発に伴う住民の強制移転、環境問題等の人権に直面するリスクが高まっている。2011年「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択され、国家は人権を保護する義務を、企業は人権を尊重する責任を負うことが明記された。2015年6月G7サミットの首脳宣言において、指導原則を強く支持するとともに、国別行動計画（NAP）を策定する努力を歓迎する旨言及され、2016年11月国連フォーラムにおいて日本政府が指導原則の支持およびNAP策定へのコミットメントを表明した。我が国として指導原則を受けて、どのような対応を図るべきか、全体方針と具体的対応策を早急に検討する必要がある。本事業では、アジア地域を中心に、ビジネスと人権に関する政府と企業の動向を調査し、日本企業がどのように人権尊重を企業活動の中に取り込むべきか、そして日本政府としてどのようなサポートが必要か等について調査する。さらに、国際シンポジウムやフォーラムを通じた啓発活動を行うとともに、NAPに関するプラットフォームを構築する。

【調査】

- ビジネスと人権に関する各国政策動向（NAP策定の動向、EU非財務情報開示、公共調達、英国現代奴隷法、米国連邦調達規則等のサプライチェーンへの影響）
- ジェトロ日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査におけるCSR方針に関する調査
- 日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査（ASEAN6か国300社）
- 国別・セクター別人権リスクの調査

【研究会】

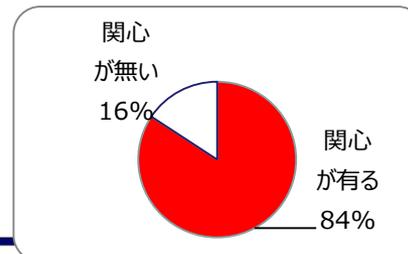
メンバー：IDE-JETRO, JETRO, JBCE(在欧州日系企業協議会), CBCC(企業市民協議会), 国連グローバルコンパクトネットワークジャパン, CSOネットワークジャパン, Human Rights Watch, 連合, 日弁連
オブザーバー：経産省, 外務省, 法務省, 厚労省ほか

【普及】

- 国際シンポ(2016年6月, 2017年3月)
- カントリーフォーカス WS
ミャンマー (2016年6月東京, 12月ヤンゴン)
マレーシア (6月 KL, 2017年1月ペナン)
- 第1回アジア地域フォーラム
(2016年4月ドーハ) にて日本パネル
- ビジネスと人権NEWS LETTER発行

【ニーズと課題】

NAP策定プロセスへの関与



（企業参加者から）
海外でのビジネスにあたって避けられないプロセスであるため
企業セクターの声を反映したものと
する必要があるため
日本企業がグローバルな競争力を
高めるうえで力になる

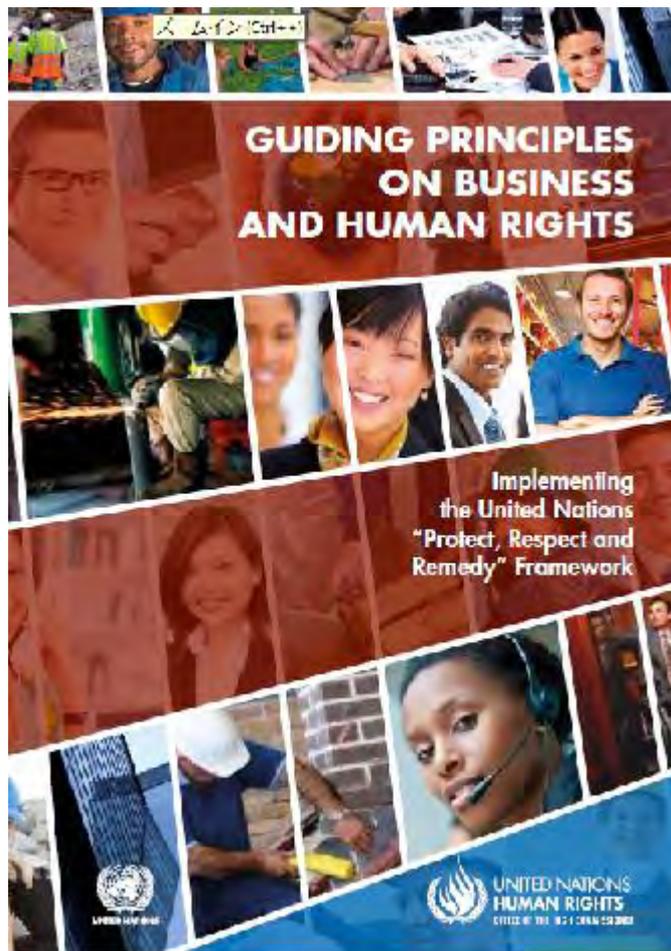


本事業の目的

- リスク管理としてのみならず、競争力を維持し高めるためにCSRが必要とされる日本企業が、どのように人権尊重を企業活動のなかに取り込むべきか、現状とニーズを調査する。
- 調査から得られる現状とニーズ分析にもとづき、政府としてどのようにサポートしていくのかについて、政策担当者とともに議論し、具体的な提言をおこなう。日本政府のビジネスと人権に関する行動計画策定に対し、具体的で実行可能な政策と目標を明らかにするプロセスを提供する。
- 普及・啓発活動をとおして、日本企業が国際的に要請される人権尊重の基準に合致し、国際市場における競争力を高めることができるように促進・支援する。

「ビジネスと人権に関する国連指導原則」

UN Guiding Principles on Business and Human Rights



◆ 問題意識

企業活動と人権の問題の深刻化の根本原因は‘ガバナンス・ギャップ’の存在。すなわち多国籍企業などの経済的アクターがもたらす負の側面と、それを適切にコントロールできない国際社会側の能力のギャップ。それをできるだけ少なくし埋めていくことが課題。To fill “governance gap” =the gap between the sphere of influences and the scale of impacts caused by economic actors (including enterprises), and the inability of society to properly control the negative impact therefrom.

- I The state duty to protect human rights (1-10) 人権を保護する国家の義務
- II The corporate responsibility to respect human rights (11-24) 人権を尊重する企業の責任
- III Access to remedy (25-31) 救済へのアクセス

人権を保護する国家の義務 10の原則

The State Duty to Protect Human Rights 10 Principles

(原則1) 人権侵害から保護する義務 protect against human rights abuse

(原則2) 企業が人権を尊重することへの期待を明確に表明 set clearly the expectation that all business enterprises respect human rights

(原則3) 企業が人権を尊重することを促進する政策の執行 laws & regulations, policies, guidance, encouragement

国とビジネスの関係 The State-Business Nexus

(4) 国有企業、支配企業、輸出信用、公的投資保険など実質的な支援を国家機関から受けている企業の人権デューディリジェンス Owned or controlled, or receive substantial supports from State

(5) 人権の享受に影響する可能性のあるサービスを提供する企業
に対する監督 Business enterprises to provide services that may impact upon the enjoyment of human rights

(6) 商取引をする相手企業による人権尊重の促進 Business enterprises with which State conduct commercial transaction

(7) 紛争影響地域において企業が人権侵害しないための措置 Conflict-affected areas

政策の一貫性 Policy Coherence

(8) 政府省庁、政府関係機関の人権保護に関する政策の一貫性 governmental departments, agencies and related agencies

(9) 投資条約や通商協定 investment treaties and contracts

(10) 多数国間機関の加盟国として指導原則を活用 international cooperation

企業は人権を尊重する(=侵害しない)責任を負う

企業の人権尊重を責任を果たすためには・・・

- (1)人権尊重をもちこんだ基本方針(トップコミットメント)を表明する
 - (2)人権にかんする影響を特定・予防・軽減・説明するための人権デューディリジェンス (due diligence: 人権尊重のための相当の注意)をおこなう
 - ①企業活動および関係性(value chainなど)の人権影響の定期的評価の実施
 - ②評価結果の組織への統合
 - ③パフォーマンスの追跡評価
 - ④外部へのコミュニケーション(報告)
 - (3) 人権の悪影響を改善するためのプロセス
-

人権を保護する国家の義務

国家とビジネスのつながりState-business nexus

指導原則4. 国家は、国家が所有または支配している企業、あるいは輸出信用機関及び公的投資保険または保証機関など、実質的な支援やサービスを国家機関から受けている企業による人権侵害に対して、必要な場合には人権デュー・ディリジェンスを求めることを含め、保護のための追加的処置をとるべきである。

「ビジネスと人権」におけるジェトロの役割

原則4への解説

“A range of agencies linked formally or informally to the State may provide support and services to business activities. These include credit agencies, official investment insurance or guarantee agencies, development agencies and development finance institutions. **Where these agencies do not explicitly consider the actual and potential adverse impacts on human rights of beneficiary enterprises, they put themselves at risk** – in reputational, financial, political and potentially legal terms – for supporting any such harm, and they may add to the human rights challenges faced by the recipient State.”

第5回国連ビジネスと人権フォーラム, ビジネスと人権に関する指導原則に係る国別行動計画セッション 志野光子大使ステートメント(2016年11月16日) 抜粋
The 5th United Nations Forum on Business and Human Rights, Statement by Ambassador Mitsuko SHINO

「我が国は、**指導原則**の履行にコミットしている。この観点から、今後数年以内に**国別行動計画**を策定すべく、現在、外務省、法務省、経済産業省、厚生労働省等と予備的な協議を開始している段階。国別行動計画の策定の過程において、ビジネス及び市民社会の声を聞き、バランス良く反映させるとともに、**企業の責任ある行動**を促していきたいと考えている。」

- Japan strongly supports **the UN Guiding Principles on Business and Human Rights** that were endorsed by consensus at the Human Rights Council. We believe that, the establishment of the rule of law, particularly at national level, and the steady implementation of the Guiding Principles, will serve to protect and promote human rights in business practices.
- We are committed to the implementation of the Guiding Principles. In this regard, we plan to formulate **our National Action Plan in the coming years**, and we have started preliminary discussion among relevant ministries, including the Ministry of Foreign Affairs, the Ministry of Justice, the Ministry of Economy, Trade and Industry, and the Ministry of Health, Labour and Welfare.
- In formulating our National Action Plan, we consider it important to listen to **the voices of business and civil society**. We aim to reflect those opinions in a well-balanced manner to promote responsible business activities.
- We intend to continue to encourage **responsible business activities** through many opportunities.

政府行動計画(NAP)とは何か

指導原則をどのように運用・実行していくのか、各国政府が立案し執行する政策文書

= 具体的問題の見える化としてNAP作成

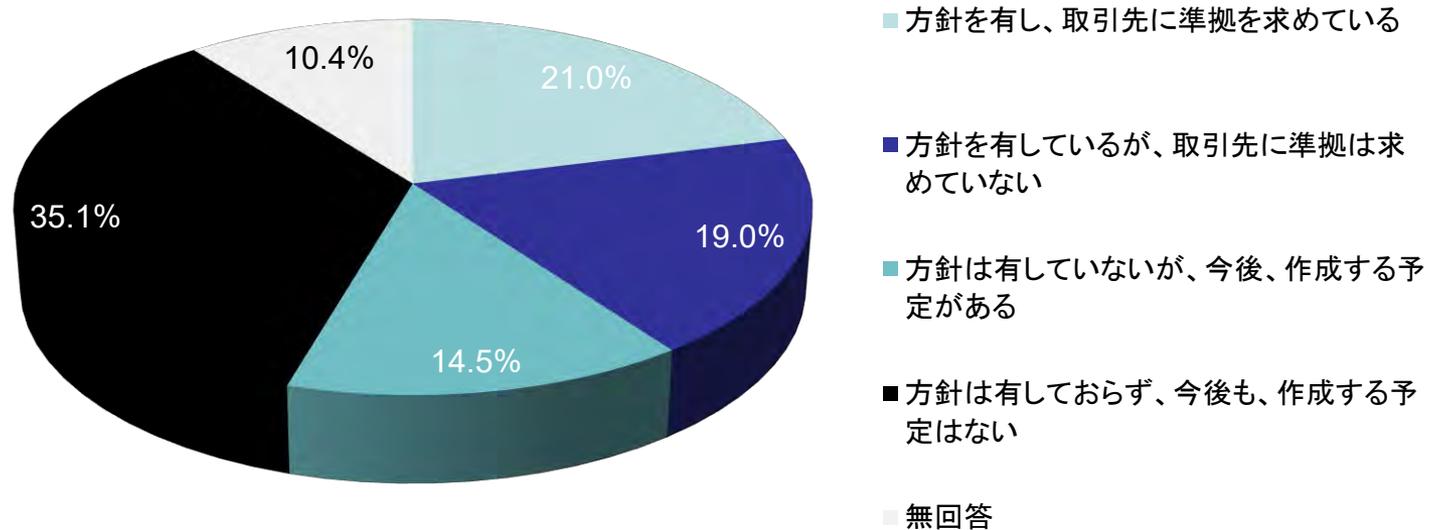
目的: ビジネスと人権に関して、様々なマルチステークホルダーからのニーズとギャップ、具体的・実行可能な政策と目標を明らかにするプロセスによって、企業による人権侵害を防止し、人権保護を強化すること

- ① 政府が指導原則の運用・実行へのコミットメントを内外に示すことができる
- ② 企業にとっては、政府がビジネスと人権にかんする方針を示すことによって、レベルプレイングフィールドの形成が促されること が最大の利点
- ③ NAP策定プロセスを通じて、多くの関係者を関与させることによって、意見交換や、関係者間の信頼醸成のための建設的機会が生まれる

サプライチェーンにおける 労働・安全衛生・環境に関する方針

2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査～ジェトロ海外ビジネス調査～

取引先への労働・安全衛生・環境に関する方針の有無(全体 n=3005)



<https://www.jetro.go.jp/news/releases/2016/749840002ccf19fe.html>

大企業の4割が取引先に求めている

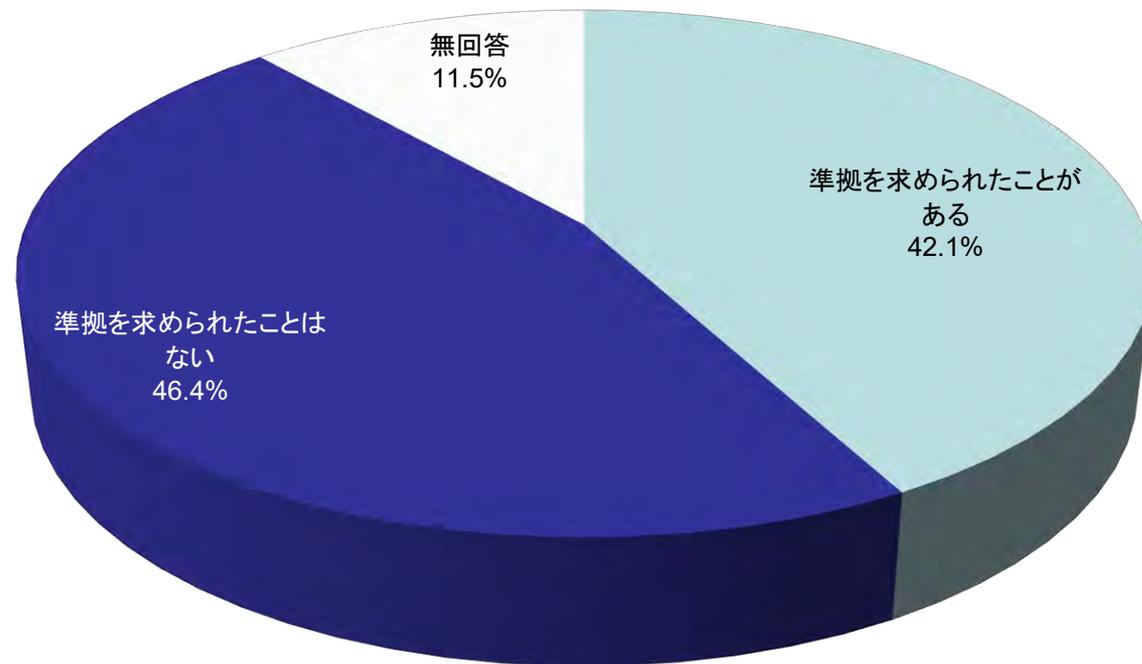
取引先への労働・安全衛生・環境に関する方針の有無
(大企業 n=638)

取引先への労働・安全衛生・環境に関する方針の有無(中小企業 n=2367)



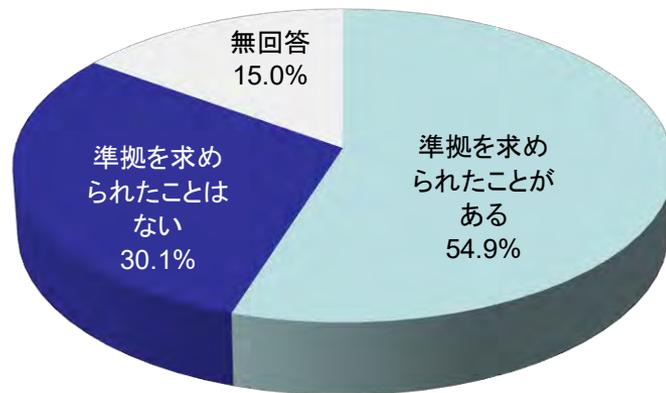
4割強の企業が求められたことがある

労働・安全衛生・環境に関する顧客方針への準拠(全体 n=3005)

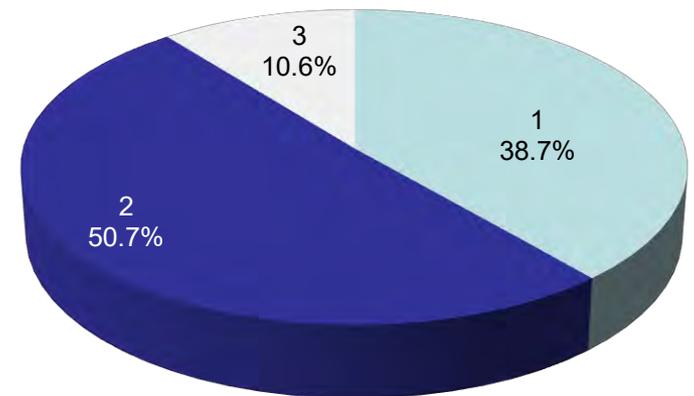


求められたことがある 大企業は55%、中小企業915社

労働・安全衛生・環境に関する顧客方針への
準拠(大企業 n=638)

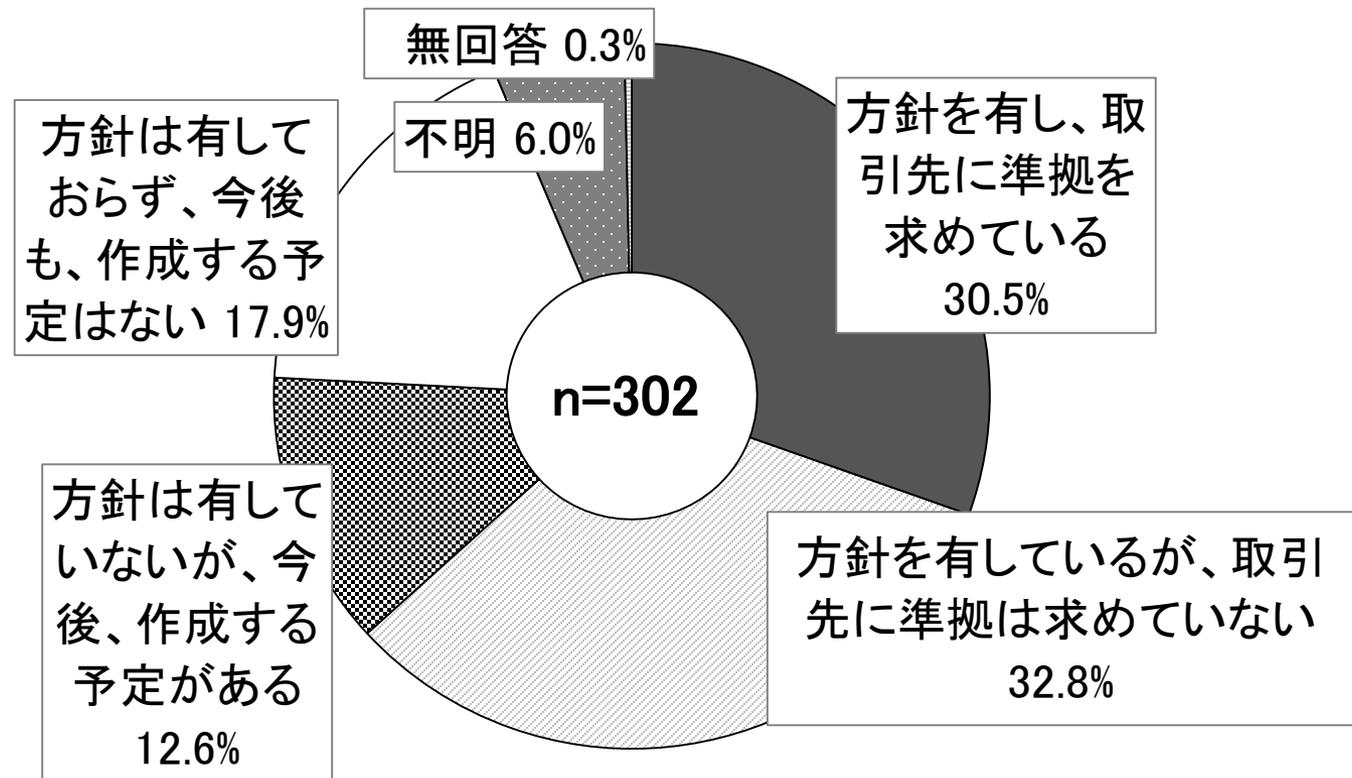


労働・安全衛生・環境に関する顧客方針への
準拠(中小企業 n=2367)



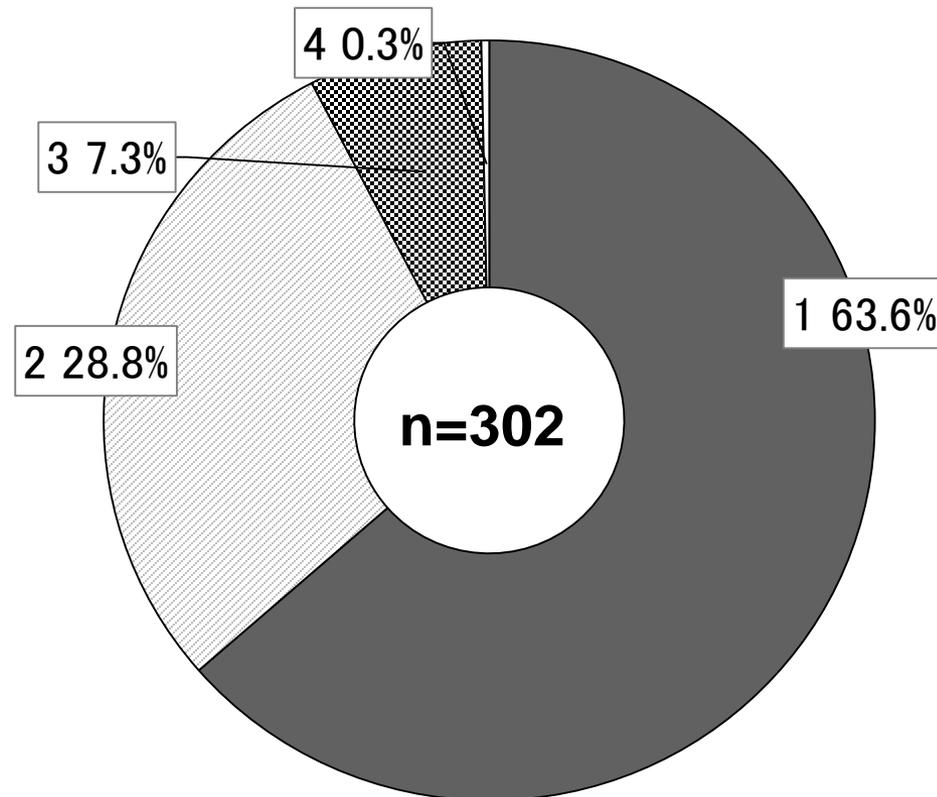
アジア経済研究所2017年3月実施
日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査
(ASEAN6か国製造業302社「東洋経済海外進出総覧」より抽出)

問: 貴社ではサプライチェーンにおける労働・安全衛生・環境に関する方針を有し、貴社の取引先に対してその準拠を求めていますか? (サプライヤーへの方針)



6割強の企業が納入先のサプライチェーンにおける労働・安全衛生・環境に関する方針への準拠を求められている

問: 貴社は貴社の顧客から、当該顧客のサプライチェーンにおける労働・安全衛生・環境に関する方針の準拠を求められたことがありますか? (顧客の方針への準拠)



進出先ごとに異なる問題に高い関心を持つ

- 国によって、宗教や人種に関する問題に対する関心の強弱が異なる
- 全体的に高い関心が示された「賄賂・汚職」(70%)だが、関心の高さは国によって異なる
- 国特有の歴史や文化が反映された関心事項が選択された

例：インドネシア 「賄賂・汚職」81%、「特定の宗教」52 % マレーシア
「賄賂・汚職」52 %、「特定の宗教」51%、「特定の人種」44%

CSR、労働・安全衛生・環境等の問題に取り組むにあたり、企業が必要としているもの

- タイムリーな情報 71.5%
- 対応するための人材 51.2%
- 知識や技術・スキル 43.4%
- 費用
- 適切な協力先
- トップコミットメント

CSR、労働・安全衛生・環境等の問題に取り組むためがあると望ましい公的支援

- 現地政府の政策や法規制に関する情報提供 78.5%
- 他企業の具体的な取り組み事例の提供 61.9%
- 相談窓口の提供 44%

- 国際的な枠組みや各国法規制に関する情報提供
- 人権尊重に関するガイドラインの策定

2016-17年度 アジ研・海外事務所共催現地セミナー、WS

ワークショップの目的

- 現地でビジネス展開する日本企業と直接に対話を行なうことによって、企業が人権リスクをどのように認識しているか、どのように取り組んでいるかについて情報、実務例を共有し、今後の取り組みの方向性を明らかにする。
- 現地事情に精通したNGOや国際機関現地事務所などをゲストスピーカーとして招くことにより、一企業では接することのできないステークホルダーとの対話の接点をつくり、企業にとって今後必要となる、ステークホルダーとのエンゲージメントの機会を提供する。
- 日本政府関係機関であるジェトロ・アジ研がこれらのワークショップを開催することにより、日本の取り組みを対外的に発信し当地における日本企業のプレゼンスを向上させることにつながる。

今年度：シンガポール(2017年9月開催)、タイ(2017年12月予定)ほか

気づかされる日本企業、意識する日本企業

- 人権に関するリスクについて日本企業の意識はこれからであり、人権課題に対して早急の取り組みが求められている。
- 企業は、自社の事業経営を見直し、人権課題に取り組み、指導原則に照らしたプレゼンテーションが必要とされている。
- コンプライアンス思考の日本企業は、自らを説明することができる市場競争力をつける必要がある。

今秋さらなるアンケート調査を実施予定

- アジア経済研究所および海外調査部共同「日系企業の責任あるサプライチェーンに関するアンケート調査」をジェトロ進出日系企業実態調査対象企業に実施予定
- 対象を欧州、アフリカ、ASEAN、南アジアへ拡大
- 有効回答企業1000社を目標

企業への継続的支援の必要性、ジェトロの役割

アンケート結果を活用した、成果発信・情報提供、
企業サポートのためのセミナー・WSが重要

- 企業の人権課題への取り組みを促進するため、進出先の国・地域に即した情報提供・支援が求められている。
 - 情報・リソースを欠く中小企業に対して、意識啓発、実務での取り組み方法を支援することが必要とされている。
 - グッドプラクティスを官民が協力して発信していくことが、日本企業のプレゼンスを高め、ひいては海外での企業活動に資する現地パートナー等との信頼醸成の一助になる。
- ➡ 企業の環境社会配慮への支援の強化（ジェトロ環境社会配慮ガイドライン第II部3.）

ご参考までに

- ・ジェトロセンサー 2017年10月号「ビジネスと人権を巡るグローバルサプライチェーンの潮流—人権リスクを意識しない日本企業のリスク」
 - ・アジ研ワールド・トレンド 2017年9月号特集「『ビジネスと人権に関する国連指導原則』にもとづく日本の行動計画策定にあたって」<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish.html>
 - ・『ビジネスと人権に関する国連指導原則』をいかに実行するか——日本の行動計画(NAP)策定にむけての報告書http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Seisaku/2016_a04.html
 - ・アジ研ワールド・トレンド 2016年12月号「国際シンポジウム報告／責任あるビジネス・責任あるサプライチェーン 『ビジネスと人権に関する国連指導原則』を日本はどのように活かせるか」
http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W_trend
 - ・アジ研ワールド・トレンド 2016年8月号「2016年国連ビジネスと人権 初のアジア地域フォーラム開催される」http://d-arch.ide.go.jp/idedp/ZWT/ZWT201607_017.pdf
 - ・アジ研ポリシー・ブリーフNo.70 2016年8月 「責任あるサプライチェーン 日本企業はいかに自らを語るか」<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/PolicyBrief/Ajiken/070.html>
 - ・アジ研ポリシー・ブリーフNo.60 2015年6月「日本にもとめられる行動計画の策定 「ビジネスと人権に関する国連指導原則」をどう実行するのか」
<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/PolicyBrief/Ajiken/pdf/060.pdf>
 - ・ジェトロセンサー 2015年12月号「ビジネスの眼：人権尊重は企業責任 責任あるビジネス・投資」
 - ・アジ研ワールド・トレンド 2014年5月号特集「新興国・途上国におけるビジネスと人権—国家・企業・市民として」http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Periodicals/W_trend/201404.html
-